

貴院名を記入

(以下「甲」という)と昭和医科大学及び昭和医科大学附属東病院(以下「乙」という)とは昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関制度の実施について下記のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲及び乙が患者に最適な質の高い医療を提供するため、相互に緊密な医療連携を図ることを目的とする。

(申請、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退)

第2条

- (1)申請 甲は乙に対し、「協定書」と「地域連携協力医療機関登録用アンケート」を提出する。乙は、申請を受けて審査を行った結果、登録を承認した場合は、甲に対し「地域連携医療協力機関登録証(以下「登録証」という。)」を交付する。
- (2)有効期限・更新 有効期間は3年間とし、本書締結の日から3年を経過した日の年度の3月31日までとする。以後、双方に異議の無い場合は、さらに3年ごとに自動更新するものとし、更新時毎に乙は甲に対し「登録証」を交付するものとする。但し、3年契約のうち医療連携活動(「相互連携 登録医療機関の協力事項」参照)がない場合は、乙は甲に対し、登録継続に関する意思確認を行うものとする。
- (3)登録内容の変更・辞退 甲は登録内容に変更が生じた場合、または登録を辞退する場合は、乙に「地域連携医療協力機関制度(変更・辞退)届」を提出する。甲及び乙は、登録解除時に速やかに登録証の処分及び印刷物やホームページの内容について記載の消去を行う。

(相互連携)

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げるものを実施する。

(1)乙の実施事項

- ①登録証の交付
- ②「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関」の呼称の使用を認める。
- ③「地域連携医療協力機関」としてホームページへの掲載を行う。
- ④患者の治療や検査に関して紹介及び逆紹介を中心とした連携を行う。
 - ・紹介患者の症状安定・軽快等が得られた、または診断確定後あるいは退院時に、紹介元の医療機関に継続診療を依頼する。
 - ・紹介元の医療機関で止むを得ず受入れ対応が困難な場合は、患者の病状に応じて適切な医療機関へ紹介を行う。
 - ・「かかりつけ医」のない患者に対し、患者の病状に応じて優先的に紹介を行う。
- ⑤紹介患者が入院中の場合、白衣を貸し出し、担当医師同席のもと紹介患者のカルテ閲覧の提供を行う。
- ⑥病院情報の提供(外来担当医表、広報紙、公開講座、講習会、講演会のご案内)を行う。

(2)甲の協力事項

3年間毎(契約期間)に、次に掲げる医療連携活動を1つ以上実施する。

- ①患者の紹介を年間10件以上行う。(3年契約のうち1回でも)
- ②乙の主催する連携セミナーへ1回以上参加をする。
- ③乙の公式LINEへ登録を行い、LINEマガジンにて各種病院情報の提供を受けるものとする。

(裏面あり)

(守秘義務)

第4条 本制度で知り得た患者及びその他の個人情報に関して、協定期間中はもとより協定期間終了後も第三者に漏らしてはならない。なお、「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院における個人情報保護に関する基本方針」に則り取り扱うものとする。

2 院内の情報を各種電子メディアや紙を用いてこれを院外に持ち出すことを禁止する。

(その他)

第5条 本協定に定めない事項及び疑義事項が生じた場合は甲乙双方にて協議のうえ、その都度定めるものとする。

2 この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から改定施行する。

○ 部分の
ご記入をお願いいたします。

※印は、公印を押印してください。
公印のご用意がない場合は、
個人印でも可。

(申請日) 2025年 4月 15日

甲

住所 東京都○○区○○町○○-○○-○

医療機関名 昭和クリニック

代表者名 ○○ ○○ 印

乙 東京都品川区旗の台1-5-8

昭和医科大学病院 病院長 相良 博典

東京都品川区西中延2-14-19

昭和医科大学病院附属東病院 病院長 村上 秀友

※乙 記入欄

締結年月日：20 年 月 日

登録番号：第 旗 番

協 定 書

_____（以下「甲」という）と昭和医科大学及び昭和医科大学附属東病院（以下「乙」という）とは昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関制度の実施について下記のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が患者に最適な質の高い医療を提供するため、相互に緊密な医療連携を図ることを目的とする。

（申請、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退）

第2条

- (4)申請 甲は乙に対し、「協定書」と「地域連携医療協力機関登録用アンケート」を提出する。乙は、申請を受けて審査を行った結果、登録を承認した場合は、甲に対し「地域連携医療協力機関登録証（以下「登録証」という。）」を交付する。
- (5)有効期限・更新 有効期間は3年間とし、本書締結の日から3年を経過した日の年度の3月31日までとする。以後、双方に異議の無い場合は、さらに3年ごとに自動更新するものとし、更新時毎に乙は甲に対し「登録証」を交付するものとする。但し、3年契約のうち医療連携活動（「相互連携 登録医療機関の協力事項」参照）がない場合は、乙は甲に対し、登録継続に関する意思確認を行うものとする。
- (6)登録内容の変更・辞退 甲は登録内容に変更が生じた場合、または登録を辞退する場合は、乙に「地域連携医療協力機関制度（変更・辞退）届」を提出する。甲及び乙は、登録解除時に速やかに登録証の処分及び印刷物やホームページの内容について記載の消去を行う。

（相互連携）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げるものを実施する。

(3)乙の実施事項

- ①登録証の交付
- ②「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関」の呼称の使用を認める。
- ③「地域連携医療協力機関」としてホームページへの掲載を行う。
- ④患者の治療や検査に関して紹介及び逆紹介を中心とした連携を行う。
 - ・紹介患者の症状安定・軽快等が得られた、または診断確定後あるいは退院時に、紹介元の医療機関に継続診療を依頼する。
 - ・紹介元の医療機関で止むを得ず受入れ対応が困難な場合は、患者の病状に応じて適切な医療機関へ紹介を行う。
 - ・「かかりつけ医」のない患者に対し、患者の病状に応じて優先的に紹介を行う。
- ⑤紹介患者が入院中の場合、白衣を貸し出し、担当医師同席のもと紹介患者のカルテ閲覧の提供を行う。
- ⑥病院情報の提供（外来担当医表、広報紙、公開講座、講習会、講演会のご案内）を行う。

(4)甲の協力事項

3年間毎（契約期間）に、次に掲げる医療連携活動を1つ以上実施する。

- ①患者の紹介を年間10件以上行う。（3年契約のうち1回でも）
- ②乙の主催する連携セミナーへ1回以上参加をする。
- ③乙の公式LINEへ登録を行い、LINEマガジンにて各種病院情報の提供を受けるものとする。

（裏面あり）

(守秘義務)

第4条 本制度で知り得た患者及びその他の個人情報に関して、協定期間中はもとより協定期間終了後も第三者に漏らしてはならない。なお、「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院における個人情報保護に関する基本方針」に則り取り扱うものとする。

2 院内の情報を各種電子メディアや紙を用いてこれを院外に持ち出すことを禁止する。

(その他)

第5条 本協定に定めない事項及び疑義事項が生じた場合は甲乙双方にて協議のうえ、その都度定めるものとする。

2 この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から改定施行する。

(申請日) 20 年 月 日

甲

住所 _____

医療機関名 _____

代表者名 _____

印

乙 東京都品川区旗の台 1-5-8

昭和医科大学病院 病院長 相良 博典

東京都品川区西中延 2-14-19

昭和医科大学病院附属東病院 病院長 村上 秀友

※乙 記入欄

締結年月日：20 年 月 日

登録番号：第 旗 番

協 定 書

_____（以下「甲」という）と昭和医科大学及び昭和医科大学附属東病院（以下「乙」という）とは昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関制度の実施について下記のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が患者に最適な質の高い医療を提供するため、相互に緊密な医療連携を図ることを目的とする。

（申請、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退）

第2条

- (7)申請 甲は乙に対し、「協定書」と「地域連携医療協力機関登録用アンケート」を提出する。乙は、申請を受けて審査を行った結果、登録を承認した場合は、甲に対し「地域連携医療協力機関登録証（以下「登録証」という。）」を交付する。
- (8)有効期限・更新 有効期間は3年間とし、本書締結の日から3年を経過した日の年度の3月31日までとする。以後、双方に異議の無い場合は、さらに3年ごとに自動更新するものとし、更新時毎に乙は甲に対し「登録証」を交付するものとする。但し、3年契約のうち医療連携活動（「相互連携 登録医療機関の協力事項」参照）がない場合は、乙は甲に対し、登録継続に関する意思確認を行うものとする。
- (9)登録内容の変更・辞退 甲は登録内容に変更が生じた場合、または登録を辞退する場合は、乙に「地域連携医療協力機関制度（変更・辞退）届」を提出する。甲及び乙は、登録解除時に速やかに登録証の処分及び印刷物やホームページの内容について記載の消去を行う。

（相互連携）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げるものを実施する。

(5)乙の実施事項

- ①登録証の交付
- ②「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 地域連携医療協力機関」の呼称の使用を認める。
- ③「地域連携医療協力機関」としてホームページへの掲載を行う。
- ④患者の治療や検査に関して紹介及び逆紹介を中心とした連携を行う。
 - ・紹介患者の症状安定・軽快等が得られた、または診断確定後あるいは退院時に、紹介元の医療機関に継続診療を依頼する。
 - ・紹介元の医療機関で止むを得ず受入れ対応が困難な場合は、患者の病状に応じて適切な医療機関へ紹介を行う。
 - ・「かかりつけ医」のない患者に対し、患者の病状に応じて優先的に紹介を行う。
- ⑤紹介患者が入院中の場合、白衣を貸し出し、担当医師同席のもと紹介患者のカルテ閲覧の提供を行う。
- ⑥病院情報の提供（外来担当医表、広報紙、公開講座、講習会、講演会のご案内）を行う。

(6)甲の協力事項

3年間毎（契約期間）に、次に掲げる医療連携活動を1つ以上実施する。

- ①患者の紹介を年間10件以上行う。（3年契約のうち1回でも）
- ②乙の主催する連携セミナーへ1回以上参加をする。
- ③乙の公式LINEへ登録を行い、LINEマガジンにて各種病院情報の提供を受けるものとする。

（裏面あり）

(守秘義務)

第4条 本制度で知り得た患者及びその他の個人情報に関して、協定期間中はもとより協定期間終了後も第三者に漏らしてはならない。なお、「昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院における個人情報保護に関する基本方針」に則り取り扱うものとする。

2 院内の情報を各種電子メディアや紙を用いてこれを院外に持ち出すことを禁止する。

(その他)

第5条 本協定に定めない事項及び疑義事項が生じた場合は甲乙双方にて協議のうえ、その都度定めるものとする。

2 この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から改定施行する。

(申請日) 20 年 月 日

甲

住所 _____

医療機関名 _____

代表者名 _____

印

乙 東京都品川区旗の台 1-5-8

昭和医科大学病院 病院長 相良 博典

東京都品川区西中延 2-14-19

昭和医科大学病院附属東病院 病院長 村上 秀友

※乙 記入欄

締結年月日：20 年 月 日

登録番号：第 旗 番